

別は蕃語通事に轉じ、更に恒春郡滿州庄長の榮職に擧げられ蕃族間に於ては勿論、本島人間にも大なる信望を有するに至つた。

第十一編 霧社事件と蕃社襲撃事件

本編全部
再版追録

第一章 霧社事件の顛末

第一節 緒言

霧社事件は臺中州能高郡蕃地霧社分室管内に於ける所謂霧社蕃十一社（霧社蕃は十二社ありしも其の内フカサン社は兩三年前より漸次隣接のマヘボ社及ポアルン社に合併し、昭和五年初めに至り十一社となれり）中マヘボ社、ポアルン社、ホーゴ社、ロドフ社、タロワン社、スーク社の六社を中心とする蕃人壯丁約三百人が十月二十七日早朝、突如一齊に蜂起し當日偶々小、公學校運動會のため霧社公學校に參集せる内地人官民並學童の大部分を虐殺し、同時に霧社分室を初め學校、郵便局並各職員宿舍、民家及分室を中心とする附近駐在所十三ヶ所を襲撃して職員並家族其他内地人百三十四名本島人二名、合計百三十六名（外二名負傷後死亡、一名恙虫病にて死亡）を殺戮すると共に駐在所の大部分を燒盡し、銃器、彈藥、家具、衣類等を掠奪し慘虐を爲したるものなり。

一、霧社地方の概況

霧社は本島の中央に位し、海拔三千七百尺の山地にして本島中央部を横斷せる所謂能高越道路の要

地を占め、蕃地中最も開發を見たる地點の一たり。事件當時に於て内地人三十六戸百五十七人、本島人二十三戸百十一人の小部落を成し、能高郡警察課分室、郵便局、小學校、公學校の各官衙、内地人經營の旅館一、内地人雜貨屋一、本島人雜貨店三ありたり。

所在地は濁水溪上流とハボン溪の溪谷に挟まれたる脊稜地にして、臺地一帶には古來櫻樹多く東に能高連峰を眺め附近に温泉あり、氣候亦内地の夫れに酷似して本島蕃地中有數の景勝の地として最近此の地に來遊する者漸く増加しつつありたり。

蕃人の教化に就ては霧社に公學校の設けありたる外、マヘボ・ポアルンに各一ヶ所の蕃童教育所の設けありたり。此等教育所の卒業者の中には更に小學校を卒業したる者三、在學中なりし者一、進んで中等學校を卒業したる者一、目下在學中の者四名あり。尙公學校及教育所の概況を示せば左の如し(騷擾前現在)

區分	在學者數	卒業者累計
霧社公學校	二〇五(外に本島人五)	三四一
マヘボ教育所	三四	六五
ポアルン教育所	五〇	三五
計	二八九	四四一
就學率	六六・二八%	

其他衛生機關としては霧社に公醫診療所、マヘボ・ポアルン・ホーゴの各社に療養所の設あり。施

療に當りつつありて衛生状態は良好なりき、授産施設としては霧社に産業指導所並養蠶指導所あり。殊に此の地は全島蕃地の中央に在り、各種作物の試験栽培に適當の地位を占むるを以て水田耕作を初めとして各種作物の指導獎勵、牧畜、養蠶等着々成績を擧げつつありたり。

従つて各社の生活も相當にして郵便貯金高(十月兇行前日現在)は七千五百一圓九十一錢に上れり。尙生活様式の改善、國語の普及等に就ても埔里街にも近く、民蕃接觸の機會も繁く他の蕃族に比して注目に値するものありたり。

所謂霧社蕃は上述せる高臺を中心として各所に集團蟠居するものにして、霧社分室より十數町を距てたる南方高地にパーラン社あり、戸數百三十戸、人口五百四十五人を擁し、霧社蕃中最も勢力を有すパーラン社と相對峙して、分室北方約二十町の高地にはロード社五十七戸、二百八十五人の蕃社あり、ロード社の東南方霧社を去る東方三十町の山腹にホーゴ社、五十八戸、二百六十九人の密集蕃社あり。更に東方約一里濁水溪右岸に沿ふてスーク社五十五戸、二百三十一人と之と相對して同溪左岸にポアルン社四十八戸、百九十二人の二社あり、内ロード社・ホーゴ社・スーク社・ポアルン社の四社は、今回の兇變に際して何れも兇行に加擔したるものなり、事件の中心を爲せるマヘボ社はポアルン社の南方約三十町、濁水溪支流たるブカサン溪とマヘボ溪との合流點に位し、極めて要害の地を占む戸數五十四戸、人口二百三十一人あり。マヘボ社より濁水溪左岸に沿ふて下ること約一里

にして今回事件の中繼所の役割を演せしタロワン社あり、僅かに戸數八戸、人口二十八人の小蕃社に過ぎず、霧社臺地より東南方濁水溪谷を隔てて前方山腹にはタカナン社二十戸、七十四人とカツツク社二十八戸、百十五人の二社あり、更に霧社より西方ハボン溪に沿ふて下ること一里半にして同溪とトーガン溪との合流點に、トーガン社三十七戸、百五十八人とシーパウ社十三戸、五十人ととの二社あり。所謂人止關の嶮を扼して霧社一帯の關門を爲す。以上霧社蕃の外に霧社附近の蕃人としては霧社東南方約二里餘濁水溪に沿ふて戸數百五十一戸、人口五百二十八人を擁する萬大蕃あり、霧社東北方二里乃至三里濁水溪上流地方にはタウツア・トロツクの兩蕃あり。前者は戸數二百戸、人口八百十六人、後社は戸數二百二十三戸、人口九百七十六人を有す。而して右三蕃とも霧社蕃とは別箇の系流を爲すものにして何れも霧社蕃に對して相當の勢力を維持し、相互に相牽制し來れるものなり。其他霧社北方「ハボン分水嶺」を越え北港溪沿岸地方には「白狗蕃」「マレツパ蕃」の蟠居するあり、濁水溪に沿ふて下流五里の地方には「フヌン族」たる「千卓萬蕃」あり、何れも霧社蕃の動靜に付ては直接、間接に相當密接なる關係を有するものなり。

二、霧社蕃に就て

霧社蕃はタイヤル族中特にセイタツカと稱し、言語風俗に於て他のタイヤル族と區別せられ、且祖先に關する傳説を異にすと稱せらる。古來蕃社比較的大にして自ら高しとなし、兇猛を以て四隣に聞

ゆ。明治三十年横斷道路探險の爲に入山せる深堀大尉一行十四名を途中に廢殺せることありてより膺懲の爲久しく封鎖せられ困窮其の極に達し、一度歸順を願出でたるも誠意なきを以て許さるる所とならず、偶々豫て仇敵關係ある「千卓萬」蕃人の謀略に陥り多大の被害を蒙り、勢力の維持困難なるに至り、明治三十九年哀願して漸く歸順を許されたるものなり。

其後間もなく隘勇線を前進して警防を嚴にせるに拘らず、更に蕃害の終熄する模様なく、官命を奉せざる傾向ありしを以て、明治四十三年十二月一千有餘名より成る討伐隊を編成し、三ヶ月に亙りて徹底的に膺懲し、銃器千二百挺を押收せり。翌四十四年にはホーゴ社頭目二名主謀者となり反抗を企てたることあるも事前に發覺して事なきを得たり。其後に於ても反抗計畫行はれたることあるが如きも其都度實現に至らず今日に至れり、霧社蕃と近隣各蕃との關係はトロツク・タウツア等とは時に曲折ありたるも比較的平調なる關係に在り、萬大・白狗・マレツパ蕃等に對しては古く仇敵關係ありたるも近年不和の状態にありと言ふにはあざりき。

三、霧社小、公學校運動會の狀況

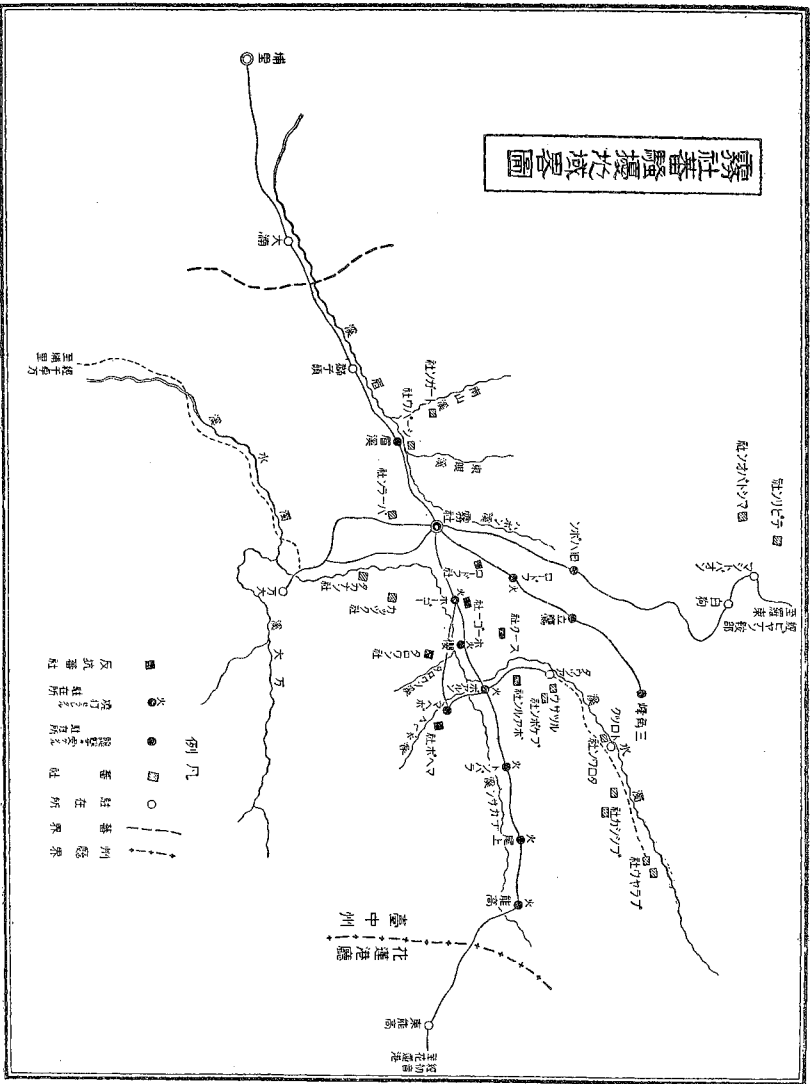
霧社に於ては年中行事として毎年一同秋季に霧社公學校(蕃童のみ收容)に於て、公學校兒童並分室管内各教育所兒童の學藝會及小學校、公學校の合同運動會を開催するを例とし、本年も恒例により十月二十六日學藝會、翌二十七日に運動會を開催することとなり、能高郡役所よりは小笠原郡守以下視

學、警部其他關係者之に臨席の爲前日たる二十五日より同地に出張滞在し、管内各駐在所よりも或は學童を引率し、或は子弟の成績を見るべく參集せる職員並家族其他蕃童に附添へる父兄等も多數あり二十六日の學藝會は例により盛會裡に終了したるも、翌二十七日は運動會當日のこととて小、公學校職員を初め、分室並駐在所職員等は早朝より各々其の分擔せる準備に多忙を極め、見物の各社蕃人老幼男女を初めとして職員、家族其他霧社在住の内臺人等は續々會場に參集し開會の準備も整ひ、午前八時頃國旗掲揚式に移らんとする刹那突如として兇蕃の襲撃を受けたり。

第二節 事件の原因

撫蕃着手以來既に十數年を閲すと雖も、蕃族傳來の誠首鬪争の性癖は時として發現し、意外なる兇行加害を見たること稀なりとせず、蕃族は生來武勇を尙び鬪争を好み、又傳統の迷信より吉兇禍福等極めて簡單なる日常の事象に關聯しても誠首鬪争を敢てするの奇怪なる習性を有し、一旦其の性癖勃發し、更に群衆心理之に競合する場合は意外なる結果を惹起することは想像に難からず、尙茲に特に看過すべからざるは蕃人の生活状態が今尙原始的なる血族團體を基調として、彼等が自社以外の者に對する關係は個々の個人關係たるよりも寧ろ蕃社全體としての關心事たること多き點にして僅かの禁厭に於てさへ蕃社全部の問題として考慮せらるること多し。今回の事件の如きも其の慘害比較的甚大なりしは専ら右の理由によるものにして、以下記述する諸原因は右事實を前提として交互に因となり

霧社蕃騷擾地域圖



果となりて事件の進展を見るに至りたるものと解するを至當とす。

一、建築材料運搬の苦痛並賃銀支拂遅延に對する不平

兇行原因として出役の苦痛は各蕃人ともに愴ふる所にして、就中最近に於ける小學校寄宿舎用木材の運搬は端なくも彼等に兇行の動機を與へたるものと認めらる。

霧社分室管内中霧社蕃方面に於ては、昭和四年度及同五年度當初より事件勃發直前迄の間に駐在所並附屬建物の移轉、改築、修繕、道路、橋梁の補修、授産水路の補修工事等大小九件の出役工事（反抗蕃人の出役したるもの）ありたり、然るに蕃人は由來勇猛を以て誇りと爲し、勞役を好まざる傳統的傾向あると工事の關係上彼等の生業時期の繁閑をのみ顧みること能はざりし事情ありたり。加之木材運搬に際しては蕃人は通常之を引摺る習慣なるに拘らず材料の損傷を慮り、工事關係者に於て擔送を命じたることあり、尙賃銀支拂も遅延勝ちの狀況にありたり之が爲め、各社蕃人とも其の苦痛を啣ち、不平の念を醸成したるものと認めらる。

而して右小學校寄宿舎用木材は、マヘボ社東南方約二里半の森林内より採取するものなるを以て之が運搬の爲め同造材地に入出入する者は必ずマヘボ社を通過することとて、マヘボ社蕃人と接觸し之が不平を相互に談合する機會を多からしめたるが如し。

二、ピホサツボ並ピホワリス等の畫策

ホーゴー社蕃丁ピホサツポ(推定二十一歳)は、サツポローバオの次男にして性極めて狡猾、官命に従順ならず、若年の頃より蕃丁中最も注意を要せしものなり。嘗て其の従兄ピホナウイが家庭不和の爲め、万大社蕃童を誡首せる廉により霧社分室に於て極刑に處せられたるを憤り、常に反官的態度を示し居たるが、長ずるに従ひ益々兇暴の振舞多く、駐在所員より説諭を受くること屢々なるも更に改悛の模様なく、大正十四年三月、万大社蕃人が姉妹ヶ原方面に出草し、千卓万蕃人三名を誡首せる際に之に参加したる廉により勞役三十日に處せられ、昭和三年再び千卓万方面に出草を企て露見して處罰せられたることありしが、同人は數年前万大社蕃婦ルビナウイと入夫婚姻を爲し、既に五歳の長子を挙げ居るに拘はらず性質不良なる爲め、其の妻との折合思はしからず、加ふるに妻ルビナウイも性多情にして万大社蕃丁パワンノーカンと姦通せるを以て遂に万大社に居溜らずホーゴー社に歸り、悲觀懊惱の中に日を送りつつありたり。

ホーゴー社蕃丁ピホワリス(推定三十一歳)は前記ピホナウイの従兄にして性横暴、酒を嗜み亂暴するの癖あり、其の一家は明治四十四年頃官に反抗したる廉により全部極刑に處せらる、當時彼は隣家に在りし爲め其の處分を免れたるものなるが成長するに及び、之が爲めに官憲を怨むこと甚だしく機會あらば内地人を塵殺して父母兄弟の靈を慰めんと蕃人間に豪語し居たる模様あり、彼は妻女あるに拘らず他の蕃婦と姦通すること一再ならず、其の都度霧社分室に留置處分を受く、爲めに家庭内は常

に不和にして妻女は本年六月之を苦にして縊死せるに拘らず、彼は却て之を奇貨措く可しとし他の女と姦通する等の不行跡あり。

之が爲め益々社衆に信を失ふ事多く最近に於て厭世的となり極めて自暴自棄的態度を採り居たり。由來蕃人間には男子として女性に嫌悪され、女性の信頼を繋ぎ得ざるが如きは最大の恥辱にして、之を看過するは自他共に容さざる所なるを以て男女關係の破綻が蕃丁達に及ぼす心的打撃は到底常人の揣摩し得べき所にあらず、而して蕃人は自己の鬱憤は兇行によりて晴らすを常とする所なるが故に失意の蕃人はこの意味に於て最も警戒を要すべきものなり。

事件勃發前に於てピホサツポ並ピホワリスの兩名が前記事情により極度の精神的苦惱に堪へかね、兇行の本能的欲求に燃え居たるは蓋し蔽ふべからざるの事實なりとす。

尙ホーゴー社には右兩名の外にワタンフツシヤオ・テモクドン・アリス・ピホ・ピホタツキス・アウイ・サツポ・アウイ・ヘーリン・タイモホク・タツコンラバイ等の不良蕃丁あり、何れも勞働を厭ふ怠惰者なるを以て木材運搬等につきても互に不平不満を漏し居たるものの如く、偶々後述の如く十月二十四日夜ピホサツポの家にて之等の者が落合ひ、酒興に委せて慷慨悲憤する中、血氣にはやり兇行執行の議を進むるに至り、ピホサツポ・ピホワリス等が巧みにこの機を利用して其の鬱憤を晴さんことを談議し、之が手配につきてもピホワリス、ピホサツポの兩名が主として之に當り、遂にマヘボ社頭目モー

ナルダオをして今回の兇行を敢行せしむるに至りたるものなり。

三、マヘボ社頭目モーナルダオの反抗心

マヘボ社頭目モーナルダオ(推定四十八歳)は兇行の總指揮に當れる者なるが、性兇暴傲岸にして争鬪を能くし、十七、八歳の頃より慍悍を以て附近蕃人間に名あり、父ルータオパイの死後頭目を繼承してより勢力隆々として霧社蕃中之に並ぶ者なかりき。明治四十四年南投街を觀光し、續いて内地觀光を爲したるに拘らず頑迷にして社會の大局を悟らず、常に自己勢力の伸張に腐心し、昔日の如き放肆の生活に憧憬し、内地人を驅逐して官憲の指揮を脱せんと企圖し居たりしもの如し。大正九年及大正十四年の兩度に亘り自ら主謀者となり、霧社蕃並附近各社全部の反抗を企てたることありしが何れも事前に發見せられ事なきを得たることあり、其後に於ても屢々彼を中心としてこの種の風評行はれたることあり。

尙同人妹テワスルータオは、曩に巡查某の妻となりたることあり、其後某は妻を残したる儘行方不明と爲りたるを以てテワスは止むなくマヘボ社に歸り蕃丁と再婚し今日に及べるが、之等の關係につきてもモーナルダオが内地人及官憲に對し好感を抱き居らざりし模様なり。

更にモーナルダオの決意を速かならしめたるは吉村巡查毆打事件にして、兇變二十日前たる十月七日午前十時頃、マヘボ山小學校寄宿舎用造材班に勤務中の尾上駐在所勤務吉村巡查が製材地に向ふ途

次マヘボ社を通過したるに時宛かも同社蕃丁オトンビンと蕃婦ルビバワンとの結婚祝にて、同社蕃人約四十名集合酒宴中にて酩酊せる頭目の長男タダオモーナは吉村巡查と舊知の間柄なるより傍に來りて酒を奨めたるが、タダオの手は屠殺せる豚血にまみれ不潔なりしを以て、同巡查は體良く之を斷りたるも猶も執拗に奨むるを以て、拒むに由なく遂に耐りかねて所持の洋杖を以てタダオの手を毆打せり、茲に於てタダオは怒りて吉村巡查に打つて掛り、父モーナルダオ、弟バツサオモーナも之に協力して同巡查を地上に捻ぢ伏せ同巡查を打擲せる事件あり、間もなくモーナルダオは其の非を覺り酒一瓶を駐在所に提出して謝罪を申出でたるも聽かれず、處罰の手續進行中なるを察し、之が爲め如何なる嚴罰を受くるやも計られずと私に危惧し居たるもの如し。

而して嚮に述べたるが如くマヘボ社は造材地の入口に當り、出入蕃人は盡く同地を通過することとて各社蕃丁達より木材運搬の苦痛を訴へられ、或は其の實狀を目撃して同族の不滿に同情し、一層其の反抗心を昂めたり。如斯モーナルダオ及其一家が懊惱焦心の状態に在りたる際、恰もホーゴ社蕃丁ピホサツホ、ピホワリス等の運動會を機會に内地人を殺戮せんとする謀議の勸説を受けたるを以てモーナルダオは機乗すべしとなし、之に同意を與へ遂に今回の如き大事件を惹起するに至れるものなり。

第三節 事件の發端並經過

事件の原因と見るべきものは概略前記の通にして、豫て官憲に快とせず世を呪咀せる數名の不良蕃丁達が謂はば出草の道伴れに當時小學校寄宿舎用木材運搬の苦痛が各社蕃人を通じ、相當不滿の因となれるを巧に利用したることが、豫て頑迷固陋にして反抗心に燃え且早晚嚴罰を免れざるを自覺せるマヘボ社頭目モーナルダオの待望に合致し、勃發的に反抗の舉に出でたるものにして短時日の間に談合實行せられたるものなり。事件に關し初めて蕃丁間の話題となりたるは十月二十四日の夜のことなり。同夜はホーゴ社、ローバオパワンとロードフ社、アウイヒオンとの結婚式前夜にして事件首謀者たるホーゴ社のビホサツボ方に於ては同人及同蕃社若者ビホワリス、アウイサツボ、ワインタブツシヤオ、タツコンラバイ、テモクドン、アリスビホ、ビボダツキスの八名が婚禮の前祝ひの酒を汲みながら婚禮の話に打興し居たりしに興至るに従ひ、血氣にはやる彼等の話題は何時しか木材運搬のことより日本人塵殺のことに及び互に悲憤慷慨して飲み明かし、翌二十五日早朝解散したるもの如し。二十五日ビホサツボは前記ビホワリス外二、三蕃丁の來訪せるを幸ひ、前夜の話に基づき愈々來るべき運動會の機會を捉へて日本人塵殺のことを決議すると共に各社勸誘につき夫々役割を定め、自らはダイモクドを伴ひ、直にタロワン社頭目モーナベツカオを訪問し、兇行加擔を勸誘したる所、同頭目は最初之を疑へる模様なりしもビホサツボがホーゴ、ロードフを始めとして各社とも既に聯盟成れるものの如く言葉巧に勸説せるを以て遂に之を承諾し、其の要求により長男タイモモナ及蕃丁オカ

ンバツトをマヘボ社頭目モーナルダオの下に遣はしたるを以て彼れ自身は其の儘ホーゴ社に引返せり。

マヘボ社頭目モーナルダオは、曩に長男タオモナが吉村巡查を毆打して如何なる處罰を受くるやも計られざる事情にあり、且つ木材運搬に對する各社の不平の聲は相當大なるものある模様なるを以てこの際各社一齊の反抗は容易に實現すべしと爲し、寧ろ先んずるに如かずと信じ居たる矢先なればタイモモナの申出に對し、長男タオモナ、次男バツサオモナ其他蕃丁數名と相談の上之を承諾し、直ちに蕃丁タツキスマタイ外二名の者をボアルン社勢力者ワタンローバイの下に急派し、牛肉馳走を名として之を招致せるにワタンローバイは翌二十六日マヘボ社に到り兇行加擔を承諾し、其の手筈を打合の上同夜深更ボアルン社に引返したり。

首謀者ビホサツボは二十六日午前八時頃より兄アウイサツボ夫妻並實妹等と共に霧社の學藝會見物に赴き終日を霧社に暮し夕刻歸社せるが、晝食の際萬大社蕃丁オカントレハに對し、自己の武勇を誇る爲め私かに兇行の計畫を漏したる事實あり、二十六日タロワン社頭目の長男タイモモナは兇行に對するマヘボ社頭目モーナルダオの決意を齎してホーゴ社に到り、蕃丁十數名を集めて結束の模様を確め居たるに其の回答遅しとし、モーナルダオは蕃丁をタロワン社に派し、之れを督促せしめ居たり。右の決意を知るやビホサツボは直ちにパーラン社勸誘の爲め同社の勢力者タオオベーリンの蕃

屋に赴き兇行加擔を勸説せしも却て之に誠められ、其夜は叔父に當る同勢力者アウイサマの蕃屋に宿泊し、翌二十七日歸途直ちに學校に到り兇行に参加したり。

兇行の加盟勸誘につきては首謀者たるホーゴ社蕃丁二、三の者の間にありては兇行決行の謀議と共に自社内は勿論、附近各社の蕃人並運動會の爲に霧社に參集せる各社蕃人等に對しても夫々手分けして勸説することになり居たる模様なるも、勸説を受けたる彼等の中にも事の成否を慮りて之を躊躇したる者あり、自社内に於てさへ其の勸誘は徹底し居らざりしが如くパーラン社の一部小社に勸誘を試み、其の拒絶に遭ひたる外には豫め其の魔手を延ばすの餘地なかりしが如し。

其の他の兇行蕃社は何れもマヘボ社頭目モーナルダオの蹶起により初めて相呼應して起つに至れるものにして、愈々決行に際しパーラン・萬大・トロツク・タウツア・白狗等有力なる各蕃社の加擔なかりしはビホサツポの詐言を妄信せる各反抗蕃人の等しく意外とする所なりしもの如し。

斯くて二十七日午前四時半頃、マヘボ社に於ては面目モーナルダオは豫定の計畫に基き、先づ次男バツサオモーナをしてマヘボ社在所を襲撃せしめ、就寢中の同所勤務杉浦巡查を呼び起し、頭目自ら之に協力して駐在所前庭に於て格闘の上同巡查を誡首し喊聲をあげて社衆を呼び集め直ちに一行を率ゐて霧社に向はしめたり。

斯くしてバツサオモーナの率ゆるマヘボ社蕃丁は途中タロワン社蕃人を糾合し、午前六時頃櫻駐在

所を襲ひたるも同所勤務増田巡查は既に霧社に向け出發の後なりしを以て其儘ホーゴ社に向へり。

バツサオモーナの一隊を出發せしむると同時に、モーナルダオはポアルン社蹶起の有無を確むるため、單身同社に向ひたるに途中同社に誡首の喊聲擧がるを聞き轉じて能高越本道をスーク社に出で同社衆を威壓的に糾合すると共に、其の一部をポアルン社衆と協同してトンバラ以東の駐在所襲撃に當らしめ、他の一部を率ゐてホーゴ社に向へり。

之れより先き頭目の長男タダオモーナは蕃丁一名を伴ひ、午前三時半頃マヘボ山造材地に向ひ吉村、岡田の兩巡查を殺害し同十一時頃歸社せり。

ポアルン社蕃人は豫定の計畫に基き、先づポアルン駐在所を襲撃したる後、スーク社蕃人を合し進んでトンバラ・尾上・能高各駐在所を順次襲撃し、所員並家族の殆んど全部を虐殺し駐在所は盡く之を燒却せり。

午前六時半頃モーナルダオ父子の率ゆるマヘボ・タロワン並スーク各蕃人等がホーゴ社に到着せる際は同社は未だ動搖の模様なく、極めて平穩にして逸早く其の來襲を知りたる同社頭目タダオノカンの如きは其の暴擧を諷めて極力之を阻止せんとしたるも、配下蕃丁共の興奮を制するに由なかりしのみならず、マヘボ社頭目モーナルダオより同族の苦痛を察せず、日本人を庇護するは不都合なりとて銃を擬して威嚇され如何ともする能はず、バツサオモーナ以下マヘボ社蕃丁等は之に耳を藉すこ

となく有無を云はせず駐在所に殺到し、川島巡查外三名を殺害し之に火を放てり、斯くてモーナルダ才は勧誘の爲め其の配下の一部をロードフ社に向はしめ、他は附和雷同したるホーゴ社蕃丁と共に自ら率ゐて直ちに霧社に向つて突進するに至れり。

時宛かも霧社公學校に於ては前記の如く既に運動會の準備萬端整ひ、學童を初めとして郡守以下各職員並家族父兄等運動場に集合し、將に國旗掲揚式が舉行されんとする際、突如として一蕃丁は運動場入口に在りし州里審課囑託菅野政衛の下に走り寄つて一刀の下に斬殺首せざるを以て場内に在りし近藤警部、神門、柴田の兩警部補以下の職員は之を取押ふ可く追跡せんとしたるも時既に櫻臺方面より多數の蕃人發砲し乍ら押寄せ來り、職員は先づ瞬く間に校庭に亂入せるを以て、佐塚分室主任、近藤警部以下各家族婦女子を附近宿舍に避難せしむると共に死力を盡して奮闘せるも力及ばず遂に其の多くは或は兇弾に當り、或は兇刃に刺され、恨を吞んで憤死するに至れり。

霧社襲撃に當り兇蕃は二隊に分れ、青壯年の一隊はバツサオモーナ之を率ゐて主として運動會場に於ける虐殺に當り、老年組の一隊は元兇モーナルダ才自ら之を率ゐて分室を中心とする各宿舍、民家等の襲撃を擔當せり。而して運動會場を襲撃するや其の一部は同時に霧社より各方面に通ずる大小道路を扼して脱出者を防ぎ、盡く之を斬殺すると共に更に他の一部は多數内地人婦女子の避難せる新原公學校長の宿舍に殺到し、竹槍、蕃刀等を以て手當り次第に避難者を殺戮したり。

斯くて兇蕃は霧社の兇行を遂ぐるや、午前九時頃より更に手分けしてマヘボ社・ホーゴ社並ロードフ社蕃丁の一隊は眉溪方面に進出し、トーガン・シーパウ兩社蕃人の一部を勧誘加擔せしめて、眉溪下方十數町の地點に掩堡を構築し、臺車線路を破壊して警察隊の進出に備ふる所あり、翌二十八日夜半に至る迄守備に任じ居たるもの如し。

之れと同時にロードフ社の一隊二十餘名は、ロードフ駐在所並ハボン駐在所の襲撃を受持ち、午前九時頃ロードフ駐在所に迫りたるが、所員辰本巡查外一名能く奮闘せるを以て容易に其の目的を達する能はず、抗爭四時間にして漸く之を焼打することを得、更にハボン駐在所を襲ふて巡查一、男兒一を銃殺し、翌二十八日自社に引返せり。

マヘボ社頭目モーナルダ才父子並同社蕃丁等は霧社方面の兇行大體に於て其目的を達したると、一は能高線方面の戦況を知る必要あり、且つパーラン・万大・トロツク・タウツア等の各社何れも豫想に反して蹶起せざりしを以て一應マヘボ社に引揚げ、徐ろに事後の計畫を樹てんとしたるもの如く、二十七日中に一先づマヘボ社に引返したるもの如し。

霧社兇行に際しては、マヘボ・タロワン・スーク・ホーゴ・ロードフの各社の外に、カツク・タカナ・パーラン・シーパウ・トーガンの各社蕃人の一部も参加し居る模様あり、唯其中パーラン社小社テナタ社勢力者アウイサマの如きは事件勃發以前に勧誘を受け居たる形跡あるも、他蕃社の者は何れ

も兇行當日早朝、自社又は現場附近にて兇行を使嗾せられ、又は脅迫せられて加擔したるものの如く現場にありし万六・白狗・トロツク・タウツア並前記各社の大多數の蕃人達は態度を曖昧にして其の場を脱出し自社に歸り居たる模様なり。

尙兇行中タウツア蕃小社ルツクダヤ社の一部蕃人は偶々霧社にありて立鷹、三角峯の二駐在所の襲撃を引受け、二十七日午後六時頃より所員不在中なる二駐在所に押入り、掠奪を恣にし最近に至るまで素知らぬ態度にて良蕃を装ひ居たるも同族タウツア・トロツクの兩蕃に看破され、漸く掠奪品を提出するに至れり。

翌二十八日には兇行蕃人中或は霧社にありて生殘者の殺戮、宿舍の掠奪等を行へる者あり、ホーゴ社（註）の如きは一部は眉溪に在りて警察隊の防禦に従事し、他の一部は自社にありて防禦工事の建設に従事し居たるもの如し。

ロードフ社（註）に在りては初め兇行決行に當り、頭目バカハボツコハ以下有力なる社衆の態度頗る曖昧なりしが、途中彼等は遂にパーラン社に逃避するに至れる結果、全社の統制ある行動を見る能はず、社衆各自意の儘に或はホーゴ社と合し、或は單獨に逃避準備を整へたるもの如く、シーハウトーガンの兩社蕃人は二十八日午後眉溪方面のホーゴ・ロードフ兩社蕃人の撤退と相前後して全部パーラン社に逃避し只管良蕃を装ひ居たり。

マヘボ社頭目モーナルタオは初めホーゴ社のピホサツポの言を妄信し、自ら一度蹶起せば霧社蕃は言ふに及ばず、萬大・千卓萬・トロツク・タウツア・白狗等各蕃は一齋に起ちて協同動作に出づるものと信じ、一氣に今回の暴舉に出でたるもの如きも、パーラン社を初めとして各社との連絡殆んど行はれ居らざりしこととて有力なる各社は一も動く模様なきを以て初めて自己の不明と輕舉とを知りたるものの如く、二十八日はマヘボ社にありて焦燥失望の中に指揮を執り居たる模様なり。

斯くて翌二十九日警察隊の霧社奪還に續きて、三十一日各方面より軍隊、警察隊の制壓を受け、彼等は心ならずも遂にマヘボ溪岩窟深く遁竄するの止むなきに至れり。

各駐在所の襲撃を受けたる時刻、霧社管内在住者及殉職遭難者數並警察官憲保管中の銃器彈藥にして兇蕃の襲撃により奪取せられたるものを擧ぐれば左の如し。

各駐在所の襲撃を受けたる時刻

襲撃を受けたる駐在所名	襲撃を受けたる時刻
マヘボ駐在所	十月二十七日 午前四時半頃
櫻 同	同 同 六時頃
ホーゴ同	同 同 六時半頃
霧社分室	同 同 八時頃
ポアルン駐在所	同 同 六時頃
トンペラ同	同 同 八時頃

三角峰	1	4	1	4	1	570	1	570
マシツバ	1	1	1	1	1	60	1	60
合 計	34	60	86	180	5,615	1,260	5,417	3,037

第四節 事件に對する處置

十月二十七日事件勃發の報に接するや、臺中州に於ては直ちに州下警察官百七十八名の非常召集を行ひ、三輪警察部長自ら之を引率して能高郡に急行し、捜索隊本部を能高郡役所に置きて諸般の指揮を行ふと共に第二次、第三次の應援隊を組織して能高郡に急派せり。

總督府に於ても逐次の情報に鑑み事態容易ならざるを推知し、他州廳より應援隊派遣の必要を認め取敢へず臺北、臺南兩州並花蓮港廳に對し應援警察隊の急派を命せり。霧社方面一帯に亘る兇蕃の勢判明せざるも彼等は途中眉溪、獅子頭を襲ひ埔里街（人口二萬六千九百餘名、霧社の西南方五里の地點にあり）に迫るの報傳はり、之に伴ふ流言蜚語又頻りにして埔里街地方の人心兢々極度の不安に陥り、爲めに蕃情偵察並治安維持上必要ありと認めたと。又一方五里に亘る峻坂險路を有力なる後援なくして急行せしむるは大なる危険ありと認めたるを以て、警察隊支援の爲め軍部に對して飛行機並軍隊の出動方を要求し、又各醫院よりは警官を現場に急派して傷病者の救護に當らしむ。

當初霧社との連絡全く杜絶し、避難者の齋す斷片の情報の外霧社の實狀を知るに由なきを以て部隊の行動意の如くならざりしも、二十七日夕刻來飛行機の偵察と續々下山し來れる避難者の申告により

情況略々察知し得るに至れるを以て、二十八日午後三時出發の臺中警察部隊をして埔里を發し霧社に進出せしむ。

二十八日午後七時、臺南州警察應援隊百五十一名埔里に到着せるを以て其の一部は先發の臺中部隊を掩護するため、眉溪方面に向はしむると共に他の一隊は右兩隊の進出を側面より掩護するため遠く濁水溪沿岸、武界・イナゴ方面を迂迴してハイラン高地に進むこととし、同午後十一時夫々出發せしむ。

臺中警察部隊は二十九日末眉溪に於て後續の臺南部隊を合すると共に、前進を開始し途中何等の抵抗なく午前八時五分霧社を奪還す。

右前進の途中眉溪、霧社間は實に屹立せる峻嶮の間に蛇々たる一條の狹隘なる難路にして入止關の如き正に萬夫不開の嶮要たるのみならず、所々掩堡を構築して警察隊の進入を阻止せんとする形蹟歴然たるものあるに係らず容易に之を突破し得たる爲め、兇蕃は警察隊の進撃斯く迄敏速ならんとは思惟せず、一時撤退して更に起否曖昧なる蕃社を糾合し陣容を整へて防禦に當らんとし、二十八日夜半過霧社方面に引き揚げたる間髪を容れず先發警察隊の奪還に會ひ遂に其の作戰に一大頓挫を來し、向背不明瞭なる蕃社は官の威力に怖れて一齊に恭順の意を表するに至れり。

斯くして霧社に到着せる警察部隊は防禦設備を施して兇蕃の逆襲に備ふると共に、直ちに生存者並

屍體の收容に力め多數の内地人婦女子を收容し、各宿舍並附近叢間等を搜索して生存者及屍體の收容に従事せり。

兇蕃は一旦東方ホーゴ社・ロードフ社方面に退却せるも午後三時頃より約二百名の勢力を以て逆襲し來り、午後六時頃には霧社分室後方演武場附近に迫りたるも激闘時餘にして之を撃退せり。

二十九日午後八時、イナゴ方面を迂迴せる臺南警察部隊並臺中駐屯軍第三大隊第十一中隊引續いて到着し夫々警備に就けり。

是より先東勢郡より急行せる臺中警察部隊二十三名は二十九日午後零時三十分頃、三角峰駐在所を奪回せるもタウツア方面の蕃情動搖の兆ありたるを以て急遽タウツアに進出せしめ、同所に在りてタウツア・トロツク兩蕃の操縦に當らしむ。

軍は出動以來専ら警察隊の支援に任じ居たるも、三十日を以て自ら第一線に立ち警察隊と協力して兇蕃の鎮定に當る事に決定したり。是に於て花蓮港方面よりの軍隊並警察部隊の能高進出、臺北警察部隊の白狗方面進出と相俟ちて攻撃を開始する手順なりしも、長途嶮路多く各隊の進出意の如くならざりしのみならず霧社方面稀れる豪雨にして目的を果し得ず。

同日午後三時臺北駐屯軍山砲隊の到着を初めとして臺中駐屯軍第三大隊（第十一中隊缺）及警官練習所部隊霧社に到着せり。

臺北警察部隊及臺中警察隊の別部隊は何れも徹宵強行軍して白狗に、花蓮港警察部隊亦嶮を冒して能高に到着せり。此の日鎌田臺灣守備隊司令官と水越臺中州知事とは同行埔里に到着し、爾後の共同作戰の要綱に就きて協定する所ありたり。

翌三十一日午前八時三十分、軍鎌田支隊司令部並警察搜索隊本部は共に埔里より霧社に移動せり。軍部との協議に基き當日は愈々全線に亘り攻撃を開始することとなり、午前七時三十分山砲の砲撃を合圖に各隊一齊に行動を開始し、午前九時にはロードフ社、續いてホーゴ・スーク兩社を抜き午前十時にはタロワン社を奪取し、午後零時五分にはボアルンも亦奪還することを得たり。

此の攻撃に堪へずして兇蕃の主力はマヘボ社方面に遁走し、其の他は何れも四分五裂してハボン溪・タロワン溪・ブカサン溪の溪間に隱遁するに至れり。斯くて十一月二日マヘボ社の奪取を最後として兇蕃は全く其の根據地を失ひ、マヘボ溪上流の岩窟に逃避するの止むなきに至れり。

所謂マヘボ溪岩窟は四方屹立せる斷崖を以て圍まれ、加ふるに附近は鬱蒼たる密林にして到底常人の接近するを得ざる要害の地たるを以て、搜索隊に於てはマヘボ社陥落を見ると共に兇蕃の搜索は主として蕃人に當らしめ、其の制壓は専ら山砲並飛行隊の威力に俟つこととせり。

乃ちタウツア・トロツク兩蕃の蕃丁をして、主としてブカサン溪・タロワン溪・ハボン溪方面の兇蕃の偵察に當らしめ、萬大蕃をして其の背面たる萬大溪上流地方一帯に亘れる搜索に従事せしめ、兇蕃主

力の遁竄せるマへ、ホ溪に面したる各要所には夫々有力なる軍隊及警察隊を配置して警戒を厳にし、以て彼等の脱出を防止すると共に輸送交通路の安全を期したり。

斯くして兇蕃も次第に飢餓と恐怖とのために其の勢力減退し、巨魁モーナルダオ岩窟附近にて縊死するに及び殘黨は各自分散し、或は窮餘の結果森林内に縊死を遂げ、或は生を惜みて歸順を願出でたる者五百餘名に達し、月餘にして之が鎮定を見るに至りたり、之れ實に軍隊及警察隊が協力一致し幾多死傷者を出したるに拘らず艱難辛苦、能く其の重責を盡したる結果に外ならず。

依りて出動の軍隊は十一月二十一日より逐次撤退して、十一月三十日を以て一個中隊を残して全部撤退し、警察の應援搜索隊も亦十二月三日來次第に解隊し、爾後の警備は之を同方面の臨時警備隊に委して同月二十日迄に應援隊全部の引き揚げを了し、殘留したる軍の一個中隊も亦十二月二十六日霧社を撤退したり。

今茲に本事件に關する警察隊及軍隊の損傷を擧ぐれば、警察官に於ては殉職者、警部一、巡查五、計六、負傷、警部補一、巡查二計三總計九名にして軍隊に於ては戦死將校一、下士五、卒十六、計二十二、負傷將校三、下士四、卒十六、計二十三、戦死傷總計四十五となる。

第五節 向後の處置

森林深く遁入せる反抗蕃人中尙百名内外の者は生死所在とも不明なり、歸順蕃人の言によれば右

の中多數の者は縊死せるやに想像さるゝも、尙相當の生存者ある見込にて目下銳意之が搜索誘出に當ると共に各所とも嚴重警戒に力めつゝあり。

歸順蕃人中には銃器を山間に隠匿したる儘之が提出を肯せざる者あり、他の蕃人に對して復讐を企てんとする者等ありて未だ歸順の十分なる誠意を認むること能はざるものあり、今後嚴戒を必要とするのみならず、銃器の取上げ、歸順蕃の安定、彼等と味方蕃人との調和等何れも蕃族特有の極めて微なる關係ありて之が解決は今後殘されたる困難なる問題にして、之が爲には今後相當威力を充實すると共に適當なる措置を爲さしむるの必要を認め、新に巡查、警手各二百名宛を増員して前後措置及警備に遺漏なきを期しつゝあり。

尙十二月二十六日軍隊の撤退と共に鎮壓事業も一段落を告げ、向後専ら警察隊員を以て警備に任ずることとなり、狀勢漸く常態に復するに至れるを以て總督は同月三十日左の如き諭告を發し深く官民一般を誡むる所ありたり。

諭告

改隸以來茲ニ三十有餘年昭朝無窮ノ恩澤ト歴代當局不斷ノ力行トニ由リ文教益々進ミ産業大ニ興リ黎庶化ニ霑ヒ蕃疆一帶亦平穩無事ナリキ何ソ圖ラム十月二十七日霧社一部ノ兇徒戈ヲ倒ニシテ暴ヲ逞ウシ平和ノ境忽チ騷亂ノ巷ト化シ難ニ遭ヒ職ニ殉スル者尠カラス痛恨曷ソ堪ヘムヤ幸ニ即時急派

シタル警察隊ト軍隊トハ協心戮力事ノ鎮壓ニ從ヒ克ク兇徒ヲ膺懲シ復起ツ能ハサルニ至ラシメタ
リ

翻テ事件ノ真相ヲ查スルニ今次ノ暴擧ニ黨シタルハ唯霧社蕃社ノ一部ニ止マリ爾餘ノ蕃社ハ境ヲ接
シ族ヲ同フスルモノト雖之ニ與ミセス唯少數迷蒙ノ徒大局ノ情勢ニ通セス些々タル不平不滿ノ情ニ
驅ラレテ輕舉盲動ヲ敢テシ血氣ノ藎之ニ附和雷同シテ意外ノ椿事ヲ惹起シタルニ外ナラス
世或ハ蕃族教化ノ前途ヲ疑ヒ或ハ既往ニ於ケル理蕃ノ效果ヲ云々スル者アリト雖之ヲ從來ノ實績ニ
鑑ムレハ忍耐事ニ當リ刻苦宜シキヲ制セハ撫化ノ目的ヲ達シ得ヘキヤ復言ヲ須タス宜シク其事理ヲ
盡シ漸ヲ追テ蒙ヲ啓キ苟モ歸趨ヲ誤ルカ如キコト無カラムコトヲ要ス

由來理蕃ノ方針ハ一視同仁ノ 聖旨ヲ奉體シ之カ啓發ニ努メ眞ニ忠良ナル 陛下ノ赤子タラシムル
ニ在リ然レトモ 皇化ニ霑フコト日尙淺ク習俗未開ノ域ヲ脱セサル者ナルカ故ニ之ニ臨マンニハ深
ク彼等特異ノ性情ヲ察シ克ク其ノ民度ニ即シ仁愛ヲ以テ善ニ導キ威信ヲ以テ惡ヲ矯メ躬行ヲ以テ範
ヲ垂ルヘキナリ

局ニ膺ル者ハ須ラク斯ノ精神ヲ體シテ綏撫化育宜シキヲ制スヘク一般ノ衆庶モ亦官ト力ヲ戮セ心ヲ
一ニシ苟モ憎惡蔑視ノ念ヲ以テ之ニ臨ムコト無ク指導誘掖之レ努メサルヘカラス
今ヤ事件ハ將ニ終結ヲ見ムトシ搜索諸隊ノ解隊ニ際ス本總督ハ茲ニ衷心ヲ披瀝シテ官民ノ協力ニ依

リ洽ク 皇威ヲ遐邇ニ及ホシ速ニ理蕃有終ノ美果ヲ收メムコトヲ望ムヤ切ナリ

昭和五年十二月三十日

臺灣總督 石塚 英藏

第二章 蕃社襲撃事件概要

第一節 保護蕃、味方蕃の關係

霧社蕃とトロツク・タウツア兩蕃とは、元來部族を異にせるも古來親族關係等ありて極めて親密なりし時代ありしもの如し。然るに明治三十七年頃蕃婦關係のことより兩者間に龜裂を生じ、且つ狩獵地界等につき紛争を醸して次第に不和となりしが、殊にタウツア・トロツクとポアルン・マヘボ・ホーゴとの各社との間軋甚だしく屢々狩獵先等に於て衝突せることあり、其後我が官憲の統治する所となり、明治四十三年に萬大蕃・于卓萬等と共に和解を行ひたる結果、其後次第に姻戚關係等も生じ、表面圓滿なりし如きも兩者とも内心未だ許さざるものありて今日に至れり。昨年十月霧社事件突發するや當局に於ては軍隊の支援と味方蕃の操縦とに依り極力制壓の結果、比較的迅速に之が鎮定を見たるが當時は成るべく速かに霧社地方一帯の平靜を期する目的を以て機宜の處置として反抗蕃人の誘出に努め投降を乞ふ者は兇行者たると否とを問はず盡く之を收容保護を加へたり。

而て當時投降蕃人の處置につきては周圍の事情を考慮し、將來の撫蕃上より他に移住せしむるを適當と認めたるも彼等は何れも原居住地を離るることを欲するの模様なく、強いて移住を敢行する時は再び四散して山間に逃竄する虞ありしを以て一應附近適當の個所に假居住せしむることとし、マヘボ・

ポアルン社・スーク社・タロワン社のものはスーク社小社シーパウ方面に、ロッドフ社・ホーゴ社のものはロッドフ社に夫々集團せしめ、事件前日たる四月二十四日にはシーパウに三百十九名、ロッドフに百九十五名あり、尙外に昨年事件勃發に際し、親戚に頼つて他社に避難收容せられ其儘今日に至れるものタウツア社に四十四名、トロツク社に三名あり。

乃ち右の五百六十一名を特に保護蕃と稱し、専ら視察監視に努め來れるものなり。之に對し霧社騷擾當時官憲に味方し、兇蕃搜索に必要な援助を爲したるものは萬大蕃・白狗蕃・于卓蕃・トロツク蕃及今回襲撃を敢行したるタウツア蕃にて、中にもタウツア・トロツク・萬大の各蕃は當時最も勇敢に活躍し事件解決に寄與せしこと尠からず、之等は味方蕃として特に當時若干の銃器を貸與し、搜索警戒竝に嚮導等の任務に當らしめたるものなり。

第二節 兩蕃關係に對する警備

霧社事件當時タウツア・トロツクの兩蕃は右任務に従事中多數の死傷者を出し、殊にタウツア蕃は其の頭目を失ひ、投降收容中の保護蕃に對する復讐の念押へ難きものあり、一面保護蕃にありても事件當時より味方蕃の態度を恨み之に對し深く含む所あり、従つて此等保護蕃・味方蕃の軋は其後益益加はらんとする虞ありしを以て之が警備は事件鎮定後と雖も忽諾に附すべからざるものあるを認め關係警察官を督勵して之が取締に任せしむると共に、又一面蕃人の操縦は特に重要視し、職員の配

置に付ても殊更之に留意し、タウツア駐在所には所謂蕃通なる小島巡查部長を、トロツク方面には同じく蕃通たる武富巡查部長を配置し、シーパウ保護蕃に對しては彼等の最も信頼する樺澤警部補を又ロードフには同方面の蕃通安達囑託を配置し以て取締保護に過誤なきを期したり。

第三節 移住促進と銃器引揚

兩蕃の情勢斯くの如き上は保護蕃の移住は速に之を行ふを萬全の策と認め、霧社事件終熄と共に能高郡下バイバラ地方に適地を選定して之を移住せしむる方針を樹て、一面土地の選定を進むると共に保護蕃に對しても樺澤、安達等の蕃通をして移住促進の目的を以て操縦に當らしめつつありしが、保護蕃は飽迄舊來の耕作地を棄つることを欲せず、身邊の危険を冒しても尙舊居住地に定着せんことを希望する有様なるを以て燥急に之を斷行することは却て事態紛糾の虞あり、適當の機會を俟つこととして専ら操縦に力めつつありしものなり。又一面タウツア・トロツク兩蕃に對しては昨年未事件鎮靜に歸すると共に貸與中の銃器彈藥は斷然之を回收し、保護蕃に對する敵愾心を抑制する方針を執り霧社方面駐在所、道路、橋梁の復舊工事は六十餘件に及び、關係職員は之が爲め忙殺せられ居たるも前記方針に則り機會ある毎に貸與せる銃器の引揚を行ひ、今回の事件前既に之れが半數内外を回收せり。然るに彼等は霧社事件當時保護蕃より受けたる怨恨を恐れ、何時彼等の復讐を受くるやも計り難しと爲し、銃器の返還を喜ばざりしを以て急速なる回收意の如くならざるものあり、専ら之れが取締を

嚴にして過誤なきを期しつゝありたり。然れども保護蕃對トロツク・タウツア兩蕃の關係は軋轢依然として歇まず、偶々路上に逢會する際に於ても互に示威的態度に出づるのみならず、若し夫れ耕作地、狩獵地等に於て邂逅することあらんか忽にして鬪争的行動に出で、爲めに保護蕃中に箠首せられたるもの一再ならず、之が取締は甚だ困難を極めたるも當局の之に對する鎮撫と嚴重なる警戒に依り遂に大事に至らずして事なきを得たりしものなり。

第四節 蕃婦誤殺事件竝に之に對する處置

四月二十一日に至りトロツク蕃數名はハボン溪方面に出草して、トーガン社の蕃婦三名を誤殺せる事件發生せるが右事件は保護蕃を極度に興奮せしめたるのみならず、被害トーガン社蕃人竝に霧社蕃の中心勢力たるパーラン社蕃人の憤激を買ひ、爲めに同方面の一般蕃情に影響すること尠からざることを想はしめたるを以て、速かに之が解決を計ると共に此機會に於て味方蕃に對する未回收銃器彈藥全部の引揚を斷行することとせり。茲に於て三輪臺中州警務部長は右誤殺事件の和解調停と銃器引揚の用務を兼ね、同月二十三日臺中を發し、山下能高郡守、寶藏寺同郡警察課長を伴ひ急遽入山し、先づトーガン社蕃人を慰撫したる上當日霧社に到着、一泊の上翌二十四日タウツアを経てトロツクに至り、即日頭目・勢力者及蕃丁多數を集めてトーガン社蕃人を誤殺せるの不都合を糾問し、加害蕃人の處分、貸與銃器の引揚を嚴達せしに彼等は一意恭順の意を表し、加害者四名を引渡し且つ殘存銃器彈藥

の全部、銃二十二挺、彈藥一千發を提出せり。之より先き味方蕃に對する銃器彈藥の徹底的回收は霧社事件當時の經緯及對霧社蕃關係、最近の情勢等よりして相當困難と認められたるを以て萬一を慮り當日關係各駐在所に對しては警備の充實を計るため比較的餘裕ある箇所より増員を行ひ、三角峰駐在所に十三名、立鷹駐在所に五名、見晴駐在所に十二名を臨時に増員配置すると共に警備上極要なる地點たるボアルン駐在所には警部補以下四十二名、霧社分室には警部補以下四十五名、タウツア駐在所には巡查部長以下五十三名を集中し、直ちに出勤の準備を整へ居たり。而してトロツクの銃器引揚は相當威力を背景とする必要あるを以て三輪警務部長の一行は霧社警備員中より巡查三十名、警手九名を伴ひトロツクに至り豫定の如く平穩裡に引揚を完了せるものなり。

タウツア駐在所にありては、トロツク蕃の銃器引揚が必ずやタウツア蕃に對し相當の反響あるべきを慮り、前記五十三名の警備員をして駐在所表口四名、裏口二名、事務室に一名を配置し、二時間交代を以て徹宵警戒に當らしめたる外、小島巡查部長は蕃情内偵の爲め密かに蕃社内に巡邏し、蕃人の動靜に注意せるが偶々當夜はブケボン社タイモロシ方に婚禮祝あり、多數蕃人集合して酒宴を開き居たるを以て午後十時半、之が終了解散を見る迄現場附近に在りて細心視察を行ひたるも何等の異狀なかりしものなるが尙萬一の場合を慮り關係駐在所に通ずる電話線の試験を一時間毎に行ひ以て通信連絡の保全に努めたり。

第五節 保護蕃の襲撃

タウツア蕃にありては當日三輪警務部長一行がトロツク方面に入山せるを知るや、銃器引揚のことあるべきを測斷し、トロツク蕃の銃器引揚後は必ずやタウツア蕃に及ぶべく、此の機に於て保護蕃に對する宿怨を晴らすにあらずんば遂に其の機會を失するものとし、私かに保護蕃襲撃のことを談合せるものの如く、タウツア駐在所の嚴重なる警備警戒の隙を窺ひ、二十五日午前一時三十分頃より夜陰に乗じて竊かに脱出を企てトンバラハ社。ルツクダヤ社及ルツサウ社の蕃丁百三十八名はルツサウ社に集合し、チツカ社に登りトンバラ駐在所に通ずる蕃路より舊ボアルン社跡を過りてシーパウ高地に出でルツクダヤ社の蕃人はシーパウ保護蕃中のスーク社を襲ひ、トンバラハ社蕃人はタロワン溪方面へ下り、更に櫻駐在所下方の斷崖を登りマヘボ社を襲ひ、一方ルツサウ社は舊ホーゴ社前の道路に廻りボアルン社を襲ひたるものなり、而して他の一隊たるブケボン社及チツカ社蕃人五十三名はルツサウ社下方より蕃路により見晴駐在所上方に進出し、ロードフ保護蕃を襲撃せり。而して襲撃は二十五日未明に行はれたるものなるが彼等は襲撃に際しては官憲に發覺せられ爲めに阻止せらるることを虞れ、夜陰特に蕃路を利用して森林雜草の間を潜行し目的の箇所到達するまで相互談笑することを禁じ、巧に各蕃社の周圍に接近して豫め脱出すべき退路に潜伏し、各方面一齊に射撃を加へ同時に蕃社に火を放ち、保護蕃の混亂に乗じて擅に殺戮を加へたるものなるが、之に對し保護蕃は全く銃器を

所持せず。且つ未明匪夢未だ覺めざる時刻なりしを以て殊の外混亂狼狽し極めて僅少者を除く外、全く抵抗する者なく徒らに彼等の兇手に委するの外途なかりしものなり。斯くて此の襲撃に依り兩保護蕃とも蕃社は殆んど灰燼に歸したると共に、シーパウ保護蕃に於ては戦死者百四十名、縊死者七名、ロードフ保護蕃に於ては戦死者五十一名、縊死者十二名、行衛不明者六名の被害を見るに至れり。尙此の襲撃に當りては夕ウツア蕃に於ても死者一名負傷者十一名を出せり。

第六節 避難せる保護蕃の收容

幸にして襲撃の難を免れたる者は直ちに櫻駐在所並に霧社分室附近に收容の上、衣食を給して保護を加へたるが一時四散して行衛不明になり居たる者も漸次救護せらるゝに至り、櫻駐在所附近に百七十二名、霧社分室附近に百二十六名、計二百九十八名を收容したり。

第七節 事件發生に對する處置

襲撃當時所轄のロードフ駐在所は巡查警手五、囑託一を以て櫻駐在所は警部補一、巡查警手六を以て何れも徹宵警戒に任じ居たるが襲撃は未明の中に極めて隱密の行動を以て行はれたるを以て豫め之を發見する能はず。

初め兩駐在所とも蕃社に當りて銃聲を聞くや、何れの蕃人の如何なる行動なるや不明なりしを以て所員は直ちに武装して構内の掩堡に付きたるが、間もなく駐在所に避難殺到し來る保護蕃によりて夕

ウツア蕃の襲撃なることを知りたるも、時既に各蕃社には火煙揚がり襲撃蕃人突入して社内は極度の混亂に陥り、數名の警察官にては到底收拾すべくもあらず、且つ自ら進んで武力を以て之に關與するときは却つて事端を紛糾せしむる所以なることを慮り、只管避難蕃人の收容保護に任じたり、唯櫻駐在所にありては襲撃蕃人が制止を聞かず、駐在所近く避難せる保護蕃に向けて發砲する等の暴舉に出で危険なるを以て自衛上警戒射撃を行ひ之を鎮壓せり。

前夜よりトロツク駐在所に滯泊中の三輪警務部長は午前五時二十分事件勃發の報を受くるや、直ちにトロツク警戒中の巡查以下十七名をロードフ方面に、警部補以下十名をポアルン方面に急派して警戒に當らしむると共に襲撃蕃人引戻のため小島巡查部長をして巡查以下十九名を率ひ、シーパウ方面に向はしめ自ら直ちにトロツクを發し夕ウツアに向つて急行せり、之と同時にロードフ駐在所に對しては見晴駐在所より巡查以下十名、立鷹駐在所よりは巡查以下十五名を増援し、尙ほ立鷹駐在所へは三角峰駐在所より巡查以下十五名を派し、警戒に當らしめ、又シーパウ保護蕃に對してはスーク架橋班より巡查警手三十名を櫻駐在所に急援せり、尙ほ其後に於ける情勢の推移を慮りポアルン並に霧社分室に相當警備力を充實するを認め、能高線各駐在所より巡查以下二十三名を非常召集してポアルンに集中すると共に一方郡警察課より警部補以下十八名、マレツパ監視區より巡查以下二十名、武界方面より巡查以下十二名を臨時増援して霧社に集結し、更に必要に應じ隣接新高郡より警部以下二

第八節 襲撃蕃人の處置

襲撃を行へるタウツア蕃人は、同日午後に至り何れも歸社せるを以て三輪警務部長は直にタウツア蕃各社頭目。勢力者全部を駐在所に招致して官命違反の行動に出でたる不都合を責め、首謀者の處罰、蕃丁全部に對する謹慎竝に貸與銃器彈藥全部の提出、首級の押收を嚴達したるに彼等は極めて柔順に官命に遵ひ謹慎すべきを誓約し、貸與銃全部八十五挺、彈藥二千百十九發竝に首級百一個を即時提出せり、尙事件首謀者の處罰に就ては目下嚴密取調中に屬す。

第九節 保護蕃の處置

保護蕃の處置に就ては霧社事件終了當初、四圍の事情より到底霧社附近に定住を許さず、他地方に移住せしむる必要ありとして之が計畫を樹て曩に豫算の成立を見たるものなるが、之を實施するに當りては幾多困難の伴ふあり、即ち保護蕃中には自己の土地に對する執着を棄てず、他地方に移住することを欲せずして再び燒盡せる蕃社附近に定住したき希望を申出づる者あり、又パーラン社を初め同族たる霧社蕃各社は彼等の移住により其の勢力の減殺さるゝを恐れ必ずや妨害阻止すべく、之等に對しても豫め説得懐柔の要あり、更に又移住豫定地たるバイバラには先住のバイバラ蕃あり、移住後に於ける兩者の接觸につき豫め耕地、狩獵地の關係を考慮し置く要あるべく、之等の事情は何れも直ちに蕃情に影響すべき機微關係にありて濫りに燥急の處置を許さざるものあるを以て、移住方針決定後は常に關係警察官を督勵して之等の解決促進に努め、適當の時機を見て決行すること、して今日に至れるものなるが最近に在りては移住豫定地の選定も終り、且つ蕃情も大勢極めて順調に進みつゝありしを以て今回の事件を機とし、愈々之れが實行に着手することとなり、五月一日移住地の隣接蕃たるバイバラ蕃頭目。勢力者十二名を埔里に招致し、保護蕃の移住を承服せしめ、翌二日は森田總督府理蕃課長、高井警部バイバラに至り、バイバラ蕃全部を集め説得したるに何等異議なかりしを以て五月四日にはバイバラ蕃頭目外四名を霧社に同行保護蕃に移住地の狀況を説かしめ、關係職員又極力説得に努めたる結果、五日朝に至り保護蕃も永住地を捨てバイバラに移住すべき決意を爲すに至れり。仍て五月六日朝豫定の計畫に基き霧社及櫻收容中の保護蕃二百九十八名中病氣療養の必要ある者竝に看護附添人等二〇名を除き二百七十八名を二隊に分ち、森田總督府理蕃課長及山下能高郡守指揮の下に必要なる警備と保護を加へつゝ眉原(川中島)の移住豫定地に向へり。途中何等の事故なく眉溪、埔里を経て午後五時眉原に到着せり。而して之等移住蕃人等は移住地川中島が意想外に良好なる安住の地たることを知り大に喜び且つ安堵し居れり。尙移住後に於ては五月八日隣接バイバラ蕃との交驛式を行ひ、又一面移住地の土地利用管理の方法に關し申合をなさしめ農耕の途を授け、保護蕃社衆の秩序維持のため社衆心得を申渡し謹慎以て業に勵むべきを指示せり。茲に於て移住蕃も官の處置に信賴せる

の實況にして隣接バイバラ蕃に對して感謝の意を表し居り、此の移住の完了により將來圓滿に理蕃の實を擧ぐるを得るものと信ず。

第十節 事件に伴ふ一般蕃情其他

事件前トロツク蕃のトーガン社蕃人誤殺事件に依り、トーガン社及パーラン社等の蕃人は痛く憤激せる矢先なりしを以てタウツア蕃の保護蕃襲撃事件は更に之に異常なる刺戟を與へたる模様なるも其後トロツク蕃は自ら其の非を悟り、四月二十五日に至り當局に對してトーガン社との和解斡旋方の願出あり、右に依りトーガン社及パーラン社に極力説示の結果彼等も容易に和解を承服し、同月二十九日天長節の佳節を選び關係蕃社全部の代表者を霧社に集合せしめ和解式を舉行し、埋石の誓を爲さしめたるが之に依り霧社一帯の蕃情は保護蕃タウツア蕃等の關係を除くの外著しく緩和されたり。

萬大蕃に對しては霧社事件當時貸與せる銃器の未回収のもの四十三挺あり、内四十一挺は既に駐在所に保管中のものなりしが、トロツク・タウツアの銃器全部の回収も完了せるを以て同時に之を引揚ぐることにし、森田總督府理蕃課長竝に山下能高郡守は四月二十八日萬大社に至り事情を説示して其の返還を命じ極めて平穩裡に銃器四十三挺、彈藥千九百發の引揚を完了せり。

上述の如く同方面の一般蕃情は保護蕃タウツア蕃の關係を除くの外は全く平常に復し、タウツア・トロツクの各社を初め、パーラン・トーガン・萬大等の各社も専ら農耕に従事しつつあるが、今回の保護

蕃の移住と共に各社從來の繋争は一掃せられたるが、五月十六日蕃人の舊慣を參酌して霧社分室管内の霧社蕃・萬大蕃・白狗蕃・トロツク蕃・タウツア蕃の各社の頭目・勢力者・蕃丁の主なる者六二四名を霧社に集め、和解の式を擧げ埋石の誓をなさしめ霧社方面に於ける禍根を解きしを以て今や腥風一過の觀あり、各蕃人亦安堵して農耕に従事し得る旨を語り同方面全く平靜に復せり、尙今回の事件に付き世間一部の者には假令官憲に於て計畫的に蕃人を使喚して襲撃を爲さしめたるにあらずとするも、少くとも官憲に於て多少の諒解ありしものならんと想像する者なしとせず、是れ全く單なる憶測に過ぎざること以上述ぶる所によりて明かなるのみならず、當局としては常に此種の事件發生を防止する爲め、昨年の事件以來貸與銃器竝に彈藥の回収に努め、既に其の一部は引揚を了し尙今回其の全部の回収を執行せんとせしものにして此事實に徴するも如斯説が無根なること際かにして、又事件後關係勤務者に付嚴重調査を爲したるも、巷間傳へらるゝが如きこと絶無にして單なる風説に過ぎざることを知れり。

一、事件に於けるタウツア蕃並保護蕃の戸口

種族名	部族名	蕃社名	戸數	人口	
ルツクダヤ	ルツクサウ		五〇	男	一一八
				女	一〇四
			四八	九三	計
				九〇	一一三
				一八三	

櫻		霧		合計	
社名	戸数	社名	戸数	社名	戸数
マボ	一七	マボ	二八	マボ	四五
ヘボ	二	ヘボ	一	ヘボ	三
マアルン	二四	マアルン	一八	マアルン	四二
スーク	一八	スーク	七	スーク	二五
タロワン	八	タロワン	一	タロワン	九
ロドフ	一	ロドフ	一	ロドフ	二
ホーゴ	一	ホーゴ	一	ホーゴ	二
計	九三	計	一〇〇	計	一九三

男 四一八
女 一七六
計 五九四

現在櫻社收容		現在霧社收容		合計	
事件前棟数	事件前戸数	事件前棟数	事件前戸数	事件前棟数	事件前戸数
マボ	二七	マボ	二二	マボ	四九
ヘボ	二	ヘボ	一	ヘボ	三
マアルン	三七	マアルン	一八	マアルン	五五
スーク	四〇	スーク	七	スーク	四七
タロワン	五	タロワン	一	タロワン	六
ロドフ	一	ロドフ	一	ロドフ	二
ホーゴ	一	ホーゴ	一	ホーゴ	二
計	一六五	計	一〇〇	計	二六五

襲撃に因る 行衛不明 計 六
生存收容者 計 一九一

三、生存保護審調

備考 本表保護審の数の中には親戚關係の爲タウンア・トロック審に保護せられ居るもの四七名あり即ち表中左方複記の數なり。

二、保護審被害調

現在霧社收容		現在櫻社收容		合計	
事件前棟数	事件前戸数	事件前棟数	事件前戸数	事件前棟数	事件前戸数
マボ	二二	マボ	二七	マボ	四九
ヘボ	一	ヘボ	一	ヘボ	二
マアルン	三三	マアルン	一八	マアルン	五一
スーク	三四	スーク	七	スーク	四一
タロワン	二	タロワン	一	タロワン	三
ロドフ	一	ロドフ	一	ロドフ	二
ホーゴ	一	ホーゴ	一	ホーゴ	二
計	一〇〇	計	一〇〇	計	二〇〇

襲撃に因る 行衛不明 計 六
生存收容者 計 一九一

保護審(霧社審)		保護審(櫻社審)		合計	
事件前棟数	事件前戸数	事件前棟数	事件前戸数	事件前棟数	事件前戸数
マボ	二七	マボ	二二	マボ	四九
ヘボ	一	ヘボ	一	ヘボ	二
マアルン	三三	マアルン	一八	マアルン	五一
スーク	四〇	スーク	七	スーク	四七
タロワン	五	タロワン	一	タロワン	六
ロドフ	一	ロドフ	一	ロドフ	二
ホーゴ	一	ホーゴ	一	ホーゴ	二
計	一〇〇	計	一〇〇	計	二〇〇

襲撃に因る 行衛不明 計 六
生存收容者 計 一九一

所 別	警 部	警 部 補	巡 査 部 長	巡 査	警 手	嚙 託	計
霧社分室駐在所	1	1	1	1	1	1	6
眉 溪	1	1	1	1	1	1	6
ロ ド	1	1	1	1	1	1	7
ホ ゴ	1	1	1	1	1	1	7
バ ラ	1	1	1	1	1	1	7
高 嶺	1	1	1	1	1	1	6
萬 大	1	1	1	1	1	1	5
イ ゴ	1	1	1	1	1	1	5
牙 山	1	1	1	1	1	1	8
櫻 山	1	1	1	1	1	1	6
ス ク	1	1	1	1	1	1	7
マ ポ	1	1	1	1	1	1	4
ボ ク	1	1	1	1	1	1	2
タ ア	1	1	1	1	1	1	5
ト ツ	1	1	1	1	1	1	6
ブ サ	1	1	1	1	1	1	5
ト カ	1	1	1	1	1	1	5
ト シ	1	1	1	1	1	1	5
富 士 見	1	1	1	1	1	1	5

銃 器	銃 器		彈 藥		摘 要
	從前の引揚數	今回の引揚數	從前の引揚數	今回の引揚數	
審社名	貸與數	射耗數	從前の引揚數	今回の引揚數	不足は十月二十七日「トンバラ」にて敵審に奪はる
ト ロ ッ ク	六六	三、七二三	九七七	三、七二三	不足は十一月十一日「バボン」溪にて敵審に奪はる
タ ウ ッ ア	一四一	四、六四四	一一九	六四四	不足は十一月十七日「萬大」社附墾地にて同上
萬 大	一〇〇	四、五九〇	四、五九〇	四、五九〇	今回の引揚數中四十一挺は駐在所に引揚げ保管中のものなり
マ シ ト バ オ ン	四〇	一、一四〇	一、一四〇	一、一四〇	
計	三四七	一八三	一五〇	三三、四五三	
備考	貸與數中には狩獵として配備せる銃器を含む				

合 計	マ	ボ	ア	ホ	ロ	計
一〇二	二	一	一	一	二	九〇
一七二	一	一	一	一	一	五八
一七二	一	一	一	一	一	九〇
一七二	一	一	一	一	一	九〇
二八	一	一	一	一	一	九〇
三四五	一	一	一	一	一	九〇

五、襲撃當時の警備員配置

臺灣の蕃族



著者 藤崎濟之助

發行者 藤崎濟之助

印刷者 福井安久太

印刷所 安久社

東京市芝區田村町五十一番地

發行所

東京市牛込區市ヶ谷
谷町九十四番地

國史刊行會

電話四谷四三七一番

昭和五年八月二十六日印刷
昭和五年八月二十日發行
昭和六年十一月二十日訂正增補發行

定價六圓也
